

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団規則第6号

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表1（第3条、第4条関係）					別表1（第3条、第4条関係）						
センター共通決裁事項					センター共通決裁事項						
関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分		関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分			
			所長	課長				所長	課長		
1～5 略					1～5 略						
6 財 務 関 係 事 務	(1)～(17) 略				6 財 務 関 係 事 務	(1)～(17) 略					
	(18) 公有財産又は1件の評価額が500万円未満の物品の寄附又は贈与を受けること（負担付きの場合を除く。）。		○	○		(18) 公有財産の寄附又は贈与を受けること（負担付きの場合を除く。）。		○	○		
	(19)～(26) 略					(19)～(26) 略					
	(27) 公有財産の損害保険の加入及び解約を決定すること。		○	○		(27) 公有財産の損害保険の加入及び解約を決定すること。		○	○		
	(28)～(41) 略					(28)～(41) 略					
7 略					7 略						
8 自 動 車 関 係 事 務	(1)～(9) 略				8 自 動 車 関 係 事 務	(1)～(9) 略					
	(10) 自動車損害賠償責任保険及び自動車保険の加入を決定すること。					○	(10) 自動車損害賠償責任保険及び自動車保険の加入を決定すること（自動車保険の申込みをすることを除く。）。				○
	(11) 略					(11) 略					
9 略					9 略						
備考 略					備考 略						

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。